

# 治安維持法改悪とキリスト教会

—— 国体否定と神宮・皇室の尊厳冒瀆 ——

佐々木 敏 二

## 目次

まえがき

一、「社会信条」の精神の崩壊過程

二、宗教取締政策と治安維持法改悪

(イ) 戦時下の宗教取締の指標

(ロ) 治安維持法改悪の問題

三、国体否定と神宮・皇室の尊厳冒瀆

(イ) 「灯台社」事件

(ロ) 「耶穌基督之新約教会」事件

(ハ) 「ブレマス・ブレズレン」事件

(ニ) 太平洋戦争開戦時の教会

あとがき

まえがき

戦時下のわが国のキリスト教会の状況を理解しようとする際に、E・シュリンクの次の言葉が研究の糸口を与えてくれる。

「反キリスト教的勢力がある国を外から軍事侵略する場合と、自国内にそうした勢力があらゆる約束をひっさげて——最初はそれらを履行するように見せかけながら——起る場合とは、事情が違う。前者の場合、反キリスト教的勢力が人々の自由を破壊する際には、それは明瞭に敵と考えられる。が後者の場合、それが国民に自由を与えると見せかける際には、そのあてにならない性格は隠蔽される。前者の場合だと、レジスタンスしているキリスト者は、すべての愛国者をもつ战友關係を享有する。が後者の場合だと、キリスト者のレジスタンスはその国民から孤立し裏切者とみなされる。前者の場合、レジスタンスは敵の侵略者に敵対する政府への忠誠としてなされ、後者の場合、レジスタンスは自国の政府への抵抗という方向をとる。さらに、政府がキリスト教の敵になると、権威の秩序と神の誠律との間の苦惱深き軋轢がますます多く生ずるのみならず、神の諸誠律——すなわち、『すべての人、上にある権威に従うべし』との誠律（ロマ書一三章一節）と、『人に従わんよりは神に従うべきなり』という誠律（使徒行伝五章二九節）——の軋轢が起るのである。」<sup>(1)</sup>

日本のキリスト者のおかれた状況は、この後者の場合である。わが国では、江戸時代の切支丹禁制はこの際問題としないとしても、帝国憲法制定の当時から信教の自由には制限があった。帝国憲法第二八条の規定によると、「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケズ及臣民タルノ義務ニ背カザル限ニ於テ信教の自由ヲ有ス」という前提条件付きの自由である。これについての伊藤博文の『憲法義解』の説明では、「信仰帰依は専ら内部の心識に属すといえども、その更に外部に向いて禮拜儀式布教演説及結社集会をなすにいたりては、もとより法律または警察上安寧秩序を維持する為の一般の制限に遵わざることをえず。しかしして何等の宗教も神明に奉事する為に法憲の外に立ち国家に対する臣民の義務を逃るるの権利を有せず。ゆえに内部における信教の自由は完全にして一の制限を受けず。しかしして外部における禮拜布教の自由は法律規則に対し必要なる制限を受けざるべからず、および臣民一般の義務に服従せざるべからず」とのべられた。いやむしろ、国家と宗教との問題についての方針は、帝国憲法よりはるか以前の明治五年四月に公布された『教則三条』にもっとはっきりと見ることがができる。

「第一条、敬神愛国の旨を体すべき事。第二条、天理人道を明かにすべき事。第三条、皇上を奉戴し朝旨を遵守すべき事。」明治以来の政府の宗教取締政策はつねに、この教則三条と帝国憲法第二八条の立場から導きだされた。

一見したところ、たしかに帝国憲法は信教の自由を認めているように見えた。しかし、「われら唯一の神の外には神なきを知る。神と称うるもの、あるいは天にあるいは地にありて、多くの神、多くの主あるがごとくなれど、われらには父なる唯一の神あるのみ、万物これより出で、われらもまたこれに帰す、（コリント前書八・四〇六）」という信仰と、天皇崇拜・御真影奉拝との矛盾が、明治二十四年に内村鑑三の不敬事件としてあらわれている。この時以来、キリスト教会にあっては、キリスト教信仰と天皇崇拜との矛盾を正面から論ずることは、タブーとされてきたのである。したがってわが国のキリスト者の国家権力への屈服は、この時にはじまったといえる。

(1) シュリンク「第二次大戦とドイツ教会」『福音と世界』昭和二八年一〇月号、二六ページ

### 一、「社会信条」の精神の崩壊過程

大正から昭和初年にかけての時代に、キリスト者は社会運動、社会事業そのほか多くの方面で活動を展開した。そしてキリスト教の側から、このキリスト教信仰と天皇崇拜との矛盾について正面から言及するという形で、タブーを侵さないかぎりには、国家権力による直接的な弾圧はなされなかった。いなむしろ、大正から昭和にかけての時代においては、国家権力の直接の敵は共産主義運動であり、キリスト教は、唯物論思想を否定するものとして、国家権力によって利用される傾向にあった。昭和初年のキリスト教界を知るに最も適切と思われるものは、昭和三年十一月二日、日本基督教連盟総会で制定された『社会信条』である。

### 日本基督教連盟社会信条<sup>(1)</sup>

我等は神を父として崇め人類を兄弟として相親しむ基督教的社会生活を理想とし、基督によって示されたる愛と正義と融和とを実現せんとする者である。

我等は一切の唯物的教育、唯物的思想、階級的鬭争、革命的手段による社会改造を排し、又反動的弾圧にも反対し、進んで基督教教育の拡張を計り、身を以て社会問題の解決に当らんとする士人の、我等の間より多く出現せんことを祈るものである。

我等は社会の組織体の中に、基督の生命を活かし、之によりてのみ当今の悩みは救わるべしと主張し、且つ富は神より受託物にして、神と人との為に捧ぐべきものと信ずる者である。

此の理想に基き、我等は左の条項を主張する。

一、人の権利と機会の平等

二、人種及民族の無差別待遇

三、婚姻の神聖、貞操に対する男女同等の責任、家庭生活の保護

四、女子の教育、社会、政治及産業界に於ける位置の改善

五、児童人格の尊重、少年労働の禁止

六、日曜日公休法の制定（賃金の支給を予期す）

七、公娼制度の廃止、及之に類する營業の徹底的取締

八、国民的禁酒の促進

九、最低賃金法、小作法、社会保険法、国民保険に関する立法の完備と施設

十、生産及消費に関する協同組合の奨励

- 十一、傭人、被傭人の間に適當なる協調機關の設置。
- 十二、労働者教育の普及及徹底、合理的労働時間の制定。
- 十三、所得税及相続税の高率の累進法の制定。
- 十四、軍備縮小、仲裁裁判制の確立、無戦世界の實現。

（この昭和三年十一月二日制定された社会信条のうち傍線部分は昭和十一年十一月十一日に修正される。そのことは後で論ずる。）

この『社会信条』は、一見して判るように、自己の立場を、当時の共産主義者の社会運動から明瞭に区別してはいるが、なお、人権の尊重を主張し、労働者の権利を守り、社会悪を根絶させ、平和な無戦世界の實現のために闘おうという決意を示している。このような『社会信条』の實現のために闘ったキリスト者も、大正期や昭和の初年には少くなかった。

しかし、この『社会信条』が制定された頃には社会運動への弾圧はすでに開始されていた。大正十四年四月には、天皇制と私有財産制度に反対する共産党の弾圧を直接の目的として、治安維持法が制定された。そして三・一五事件、四・一六事件をはじめとする共産主義者の検挙があいついで行われた。しかし、治安維持法を適用しての社会運動への弾圧は、年がすすむにつれて、ひとり共産主義者にとどまるものではなくして、社会民主主義者、自由主義者、さらには一切の反政府運動にまでひろがってきた。日中戦争期に入ると、治安維持法の解釈は最大限に拡張して行なわれ、取締の対象は実行行為にとどまらず、思想そのものにも向けられるにいたり、「国体ヲ変革スルコトヲ目的トスル結社」も最大限に拡張解釈され、大教・天理本道・灯台社などの宗教結社もその対象とされ、目的遂行行為と認められる範囲は煽動、流布にまでおよんだ。満洲事変以後の国際情勢の変化と、国内におけるファシズムの台頭は、キリスト教会を難局へと追い込んだ。昭和三年に前述のような社会信条を制定し、社会運動、社会事業の領域での積極的な活動を決意したはずの日本基督教連盟は、昭和八年十一月十五日の総会で『非常時局に対する声明書』を発表した。

## 非常時局に対する声明書<sup>(2)</sup>

数年来、我等は非常時局の下に悩んだ、しかもそれはなお未だ容易に解消せられない。最初それは唯物的共產思想の侵入であると解せられた、我等は純乎たる基督の福音をもってこれに対応したのである。次にそれは経済国難であると称せられた、我等は物質文明の外に精神的教化文明の振興を図るべしと戒告したのである。

さらにそれは満洲事変の勃発による国際情勢の変化であると考えられた。我等はその間我が国家が、国際的孤立に陥いるなからんことを切望したのである。しかしながらその希望は酬いられず、我が国は遂に国際連盟を離脱するの已むを得ざるにいたった。(中略)

この際我等は国民的運動の動向に深く留意し、日本精神の真意を把握し、その長所美点を擁護し、これを発揚するに努め、もつて国運の隆昌国民の慶福今日ある所以の基を明かにせねばならぬ、基督教の思想信仰は我が皇室の尊榮、国運の基礎を闡明するに最善の貢献を為すものであると我等は信ずる。(以下傍点筆者)

我等は神を天父と仰ぎ、人類を兄弟と認め、世界を一大家族の集団とする平生の理想を高調し、外は愈々国際間の親善理解を促進し、人種差別の撤廃と天然資源の調節とを世界の輿論に訴え、もつて戦争を誘発する一切の原因を除去するとともに、内はますます宗教的教養による国民精神の作興を図り、もつて日本精神を聖化しこれを拡充せねばならぬ。我等はかくしてのみ人類を、戦争の惨禍、思想の悪化、経済の窮乏より救うを得べしと信ずる者である。

(後略)

昭和八年十一月十五日

第十一回日本基督教連盟総会

この声明書では、日本基督教連盟はすでに『社会信条』の立場を放棄し、日本精神の発揚を奨励し、皇室の尊栄・国運の基礎を闡明することをキリスト者の任務としている。『社会信条』の時点では、少なくともキリスト教的社会民主主義の立場がつかぬかかれていた。しかし、この昭和三年の『社会信条』も昭和十一年になると、「近年における社会情勢の急激なる変化に対応して、基督教側の指導方針を指示すべく既に制定されたる社会信条を修正せんとする議」として総会に提案され、十一月十一日の第十四回総会で『社会信条修正案』が決定された。

その修正された点を見てみよう。

本文の(イ)は、「愛と正義とを実現する忠誠順良の国民たらんとする者である」と修正された。

「忠誠順良の国民」という字句の挿入は国体明徴・国民精神の作興を主張する政府への妥協を意味するものでしかなかった。(ロ)は、「及びあらゆる暴力による社会改造を排し、基督教的人格教育の進歩発達を図り、進んで基督の主義精神により」と修正された。

ここでの問題点は「階級的闘争」とか「革命的手段」という左翼的用語の使用にさえも気をくばって「あらゆる暴力による」という言葉に変えるという態度と、「反動的弾圧にも反対し」という言葉を抹消し、不当な国家権力に対しては抵抗するという以前の姿勢をみずから放棄したことである。

(ハ)「士人」は「者」と修正した。

(ニ)「社会の組織体」を「社会機構」と修正した。

(ホ)は、「凡ての資源は神より出でて神に帰属すべきものなるをもって、之より生ずる所得は、神に捧げ人類の福祉に供用せらるべきであると信ずる」と修正されている。

問題は、「之によりてのみ当今の悩みは救わるべしと主張し」が抹消され、現代の社会悪の根絶はキリストの生命を社

会の中で活かすことによつてのみ可能であるという信念を明確に表明することをやめたということである。

各条項の一、二はまとめられて、「一、人権の自由平等と人種及び民族間の機会均等」と修正された。

「人種及民族の無差別待遇」という場合には人種差別の否定が主題となつていたのであり、個人対個人の場合の差別の問題も含まれて問題にされているのであるが、修正された「人種及民族間の機会均等」の場合には満洲事変以降の日本の大陸侵略政策を機会均等の名目で合理化しようとする意図もよみとられる。

三は修正条項では二となり、「家庭生活の保護」は抹消された。社会信条の制定当時、この字句は、国家は家庭生活を保護すべき責任を負うており、法律上、産業上で国家は家庭生活を保護すべきである、という見地から入れられたものであった。四は修正条項の三となつたが、「位置の改善」が「待遇の改善」と修正された。女性の位置の改善とは、女性の解放を積極的に主張するものであるが、待遇の改善とは上から与えられた限界の中での問題であり、条件闘争でしかない。

五はそのままで四となつてゐる。

六の「日曜日公休法の制定」は、「五、日曜日を公休とする習慣の奨励」という程に弱められた。

七の「公娼制度の廃止、及之に類する営業の徹底的取締」は六になり、後半が抹消された。軍の慰安婦などの問題に対しては廢娼運動が立入れなかつたことがこれに反映している。

八の「国民的禁酒の促進」は「七、国民的禁酒の強調」と修正された。

九は、「八、社会立法の制定と実施（社会保険法、国民保険法、最低賃金法、労働組合法、小作法、養老年金法、住宅改善法及び母子保護法を含む）」と修正された。

十の「生産及消費に関する協同組合の奨励」は、「九、経済生活の倫理的調整（協同組合の奨励、都市及び農村社会施設の拡充、国民負担の公正）」と修正された。



十一、十二、の労働者の問題に係る条項は抹消された。このことは労働者教育や労働時間短縮の闘争の問題を正面から問題にする姿勢を放棄したことを意味している。

十四の「軍備縮小、仲裁裁判制の確立、無戦世界の實現」は、修正条項では、「十、不戦条約の促進、仲裁裁判制の確立、世界平和の強調」と修正された。旧条項では軍備縮小を通じて無戦世界の實現を目標としていた、しかし満洲事変以後の大陸侵略と国際連盟の脱退という情勢のもとでは旧条項はすでに夢物語でしかなかった。二・二六事件以後の「準戦時体制」といわれた昭和十一年末の状況では、不戦条約の促進、世界平和の強調を採択するのがやっとだったといえる。

日本基督教連盟が『社会信条』を修正した翌年七月、日中戦争が開始されることになるのである。日中戦争のはじまった当時は、キリスト教会の活動のなかで問題とされたのは主として反戦・平和思想のみであった。しかし、ほとんどの社会運動を弾圧しつつ、政府がアジア侵略の計画を「八紘一字」とか、「大東亜共栄圏の建設」とかという美名のもとに合理化し、国策に反対する一切の思想を「国民精神総動員」の名のもとに屈服せしめ、「神ながらの道」、「国体の本義」のイデオロギー一本にしぼろうとした時に、キリスト教信仰そのものが、弾圧の対象として表面化してきた。

昭和十一年に『社会信条』を修正し、国家権力への妥協の路をふみだしていた日本基督教連盟は、日中戦争突入直後にはやく『支那事変に関する声明』を発表し、戦争協力を訴えている。しかし、その程度の妥協では政府は満足せず、積極的に宗教統制策を実施してきた。そして昭和十四年四月には、『宗教団体法』が公布され、あらゆる宗教団体は国家の統制下におかれた。政府は教団設立認可制を採用し、国策に合致しない教団は結社を認めない方針をとった。認可されない教団は秘密結社として取締の対象とされた。『宗教団体法』とは、天皇制の精神的支柱である「神ながらの道」のイデオロギーへの、一切の宗教の完全な隷属を行政的に規定するものであった。以来、キリスト教会も神祇院の支配下におかれ、神社参拝、御真影奉拝が強要されるようになった。

しかし、神観、天地創造説、終末観などに端を発する信仰上の問題を、当時の治安維持法、軍刑法、刑法の不敬罪などで処分するには多くの難点があった。宗教の完全な統制を行なうためには、神宮や皇室の尊厳を冒瀆することが実刑に値するというような法律が必要であった。このために必要な条文が、昭和十六年三月十日に改悪公布された治安維持法の第七条、第八条、第九条に規定された。この法律の公布以後は、国策にしたがわないキリスト者を、治安維持法違反の容疑で検挙することが可能となったのである。

戦時下のキリスト者の置かれた状況はこのようなものであり、そこでのキリスト者の抵抗を問題とすることは非常にむずかしい。むしろ妥協と屈服の歴史が多くみられるのである。社会運動がまったく消失してしまった時点での、良心的なキリスト者、ファナティックといわれる程に聖書に従おうとしたキリスト者の抵抗が若干みいだされるにとどまる。キリスト教が「敵性宗教」の名称で呼ばれ、教会に私服警官が出入し、説教をメモする程の弾圧の中で、わが国のキリスト教会は、ロマ書の誠律と使徒行伝の誠律の二者択一をせまられたのであった。ロマ書の誠律を重視し、国家権力の前に屈服し、キリスト教本来の教義に修正を加え、キリスト教の日本化を主張した人びと、またそこまでではなくとも、キリスト教本来の教義を積極的に説くことを止めた人びと、このような人が数多く見うけられる。しかし、大多数のキリスト者は、このような問題を真正面からとりあげようとせず、悪夢のような時として、時の流れに身をゆだね、わが身に災難のふりかかるのをさげやうとした。

キリスト教信仰と天皇との問題は、明治にはじまり、潜在的また顕在的に、戦前のキリスト教会を悩ませ、最後には、天皇制イデオロギーへの完全な妥協か、教会そのものの自滅かの二者択一をせまった問題である。そしてそれは昭和十六年の治安維持法改悪とその適用のなかにもっとも端的にあらわれている。

- (2) " 『基督教年鑑 昭和十年』二三ページ  
(3) " 『基督教年鑑 昭和十二年(便覧・人名編)』四ページ

## 二、宗教取締政策と治安維持法改悪

### (イ) 戦時下の宗教取締の指標

政府の宗教取締政策の根本はなにかというならば、それは反国家性・反国体性の掃滅であった。大阪地方裁判所判事芦刈直巳の『最近に於ける類似宗教運動に就て』は、政府の宗教取締政策を詳細にのべている。取締上の具体的な指標としては、次の四点があげられている。

(一) 国体觀念の擁護と不敬潜在思想の撲滅

(二) 人心惑乱に対する防衛

(三) 経済上の根本組織の維持

(四) 風教紊乱行為の禁遏<sup>(1)</sup>

当局は、以上の四点に注意して取締を強化しよう警告すると同時に、宗教事犯の検挙は、善良なる多数信者の精神生活に甚大なる影響があるからとして、教説の理解、事前における証拠の蒐集、布教行為の査察内偵に努力すべきことを、捜査陣に指示している。

「いわゆる宗教団体、宗教結社はもちろん、宗教的行為を営む一切のものにつき、その教義教理を究明し、その布教行為を査偵することは常に大切な任務であるが、それだけに最も困難な事柄である。まず合法的場面におけるもの、たとえば合法出版物の記載内容、公開布教場での言動、公刊教義書などの検討説明より始まって、各種裏面言動にまで及ばねばならぬ。

しかして、その対象は団体のみに止まらず人的要素たる布教師、信者にまで及ぶべきは当然である。注意すべきは、教義教理の表面的字句にとらわれず類似宗教の特殊性に照して綜合考察の上、その裏面に隠れたる真意を究むべく、また布教行為の個々のなるものに徒らなるかかわりを持つことなく、よろしく包括的行為自体より、その全体的動向、ないし意嚮を究むべきである」<sup>(2)</sup>。

このような立場から、宗教団体の教義の検討、活動状況の調査ばかりではなく、教会内へのスパイの潜入、牧師・信者の言動の監察・尾行が当然のこととしてなされた。しかもその際の注意すべき要点が詳細に挙げられている。そのうち問題とすべき点のみをひろってみても、次のような多項目にわたる。

「(一)教義教理に関して

(イ)創世観、終末観の有無、

(ロ)国家観、特に末法的思想の有無、

(ハ)古典を曲解歪曲しまたは紛塗せんとするものならびに古典解釈の行き過ぎたるもの、

(ニ)天照大神に対し奉る觀念、特に当該宗団の神との關係、

(ホ)神宮、神社の尊嚴崇敬を害するがごとき言説ならびに神宮、神社尊崇の念慮以上に出でてなす宗教的教説、

(ヘ)時局利用の巧妙なる言説、

(ト)反戦反軍的言動、特に普遍的人類愛および恒久的平和説の主張、

(チ)神靈の予言などを利用して人心を誑惑するがごとき教説、言動、

(コ)布教行為に関して

(イ)天照大神奉齋の方法ならびに神宮、神社の尊崇を冒瀆する虞ある施設、行事、

(三)その他一般事項として、

(イ)宗団の歴史的発展過程ならびに現在における教勢、特に眞の宗教的性格、およびその宗教界に占める地位、

(ロ)教祖の人格、閱歴、言動ならびに創唱宣布の動機、目的、意図、

(ハ)宗団首脳部の素質、意図、特に教祖尊厳化のための冒用不敬の有無、

(ニ)布教者ないし信者の素質、

(ホ)教説の国家社会との関係および時代への役割、特に教説の魅力が信者層に及ぼす影響、教説の由来価値を説明する場合に冒用不敬の有無、

(ケ)教団の組織と活動、特に財的基礎および財産管理の方法、信者の訓練統率の方法、所属および外廓団体とその性格、本部および支部の関係、特殊なる行事その他の布教方法、

◇検査後における取調にあたっては

(一)国体変革その他不穩思想の有無、

(二)教団の目的と目的達成の手段方法、

(三)結社、集団組織の有無、特に中心組織者と組織の始期、加入者、

(四)目的とする理想社会その他の内容<sup>(3)</sup>、

しかもそのなかでも、特に国家と宗教とが対立する理念として説かれることは、蔽に排撃されるべきこととされた。その点では、外来宗教や、以前には問題にもされなかったものも、この時期では、国体観念を否定するものとして再検討されることになった。

「されば、立教が遠く往古に発し、もしくは布教地域がわが国の上に止まらざる宗教にありても、あるいはわが国体の本

義が未だ蒙昧の時代に看過され来りたる宗団關係の文言を現代に反覆教説し、あるいは国情を異にする異邦において許容されたる教説などを直ちに採りてもってわが国に移植流布することは、絶対に許されない。<sup>(4)</sup>「したがって、『われ(イエス)よりも父母を愛する者はわれに協わざる者なり、われよりも子女を愛する者はわれに協わざるものなり、(マタイ伝一〇・三七)』と説きて神の絶対性を主張し、あるいは、『もし人全世界を得るとも、その生命を失わば何の益あらんや、また人何を以つてその生命にかえんや(マタイ伝一六・二六)』を解明して、個人の生命こそ最上のものにして比肩すべき何物もないと強調する基督教のごときは、現状のままにてはとうてい根本的にわが国体と相容れない存在であらう<sup>(5)</sup>とされた。

たしかに、「神ながらの道」という立場に立脚するならば、キリスト教の絶対唯一神の教えは必然的に天照大神の神格と牴触すると考えられるし、キリスト教の天地創造説は古事記の国づくりの神話と矛盾するゆえに國家の尊嚴を誹謗するものと考えられるし、キリストの再臨と神の國の実現を説き待ち望むことは、わが国体を変革または否定するものと考えられる。しかし、キリスト教は独自の神觀、天地創造説、終末觀(世界觀)をもつからこそ、キリスト教なのであって、それらを捨ててしまったならばもはやキリスト教ではないといえる。宗教問題において、独自の神觀のないところには不敬罪の発生はありえないし、独自の天地創造説・終末觀のないところには国体変革・国体否定の問題はおこりえない。戦時下に治安維持法の適用をうけた教会、結社は、キリスト教系では、灯台社、耶穌基督之新約教会、プレマス・ブレイズレン、日本聖教会、きよめ教会、セブンスデー・アドベンチスト教会などであるが、それらはいずれも、イエスの再臨と神の國實現を積極的に説いた諸教派である。前述の政府の宗教団体取締の具体的要項を考えあわせてみるならば、その事情が判るといえよう。

(1) 芦刈直巳「最近に於ける類似宗教運動に就て」(司法省刑事局「思想研究資料特輯第九六号」昭和十八年八月)三八五ページ

(2) 同前、三九〇～三九一ページ

(3) 同前、三九一～三九二ページ

(4) 同前、三八五ページ

(5) 同前、三八四ページ

(四) 治安維持法改悪の問題

前にものべたように治安維持法は、もともとは共産党の弾圧を目的として制定されたものであった。それが次第に拡張解釈を重ね、適用範囲が拡大されてきた。宗教事犯が治安維持法の適用をうけたのは昭和十年に始まる。昭和三年から昭和十五年までの左翼ならびに宗教関係の治安維持法適用の被検挙者数と起訴された者の数を表にすると次のようになる。

宗教	左翼		年度				
	起訴	検挙					
	61	860	525	3.426	3		
			339	4.942	4		
			461	6.124	5		
			307	10.422	6		
			646	13.938	7		
			1.285	14.622	8		
			496	3.994	9		
			113	1.718	10		
			97	1.207	11		
			210	1.292	12		
			237	789	13		
			163	389	14		
			128	635	15		
			375	1.480	5.007	63.498	合計

しかしわずかに七条からなる治安維持法を拡張解釈して宗教事犯にまで適用するのには限度があった。政府は昭和九年の第五帝國議會と、昭和十年の第六帝國議會において、改悪を試みたが実現にいたらなかった。それがやっと実現したのが、昭和十六年三月の第七帝國議會

においてである。旧法でわずかに七条の法律であったものが全部で六五条にわたる法律となった。新法は実体規定としては、(1)共産党の外郭団体を直接取締りの対象とするところの支援結社に関する処罰規定、(2)直接に国体変革の実行を担当せず、党再建の気運醸成を主要目的とする準備結社に関する処罰規定、(3)結社の程度にいたらない集団(グループ)に関する処罰規定、(4)類似宗教団体に関する処罰規定、(5)人民戦線方策の採用の結果としてあらわれてきたところの結社とは関係がないが目的行為に資する一切の個人的行為を処罰する規定、などを設け、その刑をさらに重くし、旧法になかった特別刑事手続

や予防拘禁制などに関する規定を新たに設けたものであった。

治安維持法の全体について論ずることは、今回の問題ではない。当面問題となるのは、類似宗教団体に関する処罰規定として新たに設けられた第七条、第八条、第九条の規定である。これらの規定は、従来の宗教事犯に適用されていた治安警察法、出版法、軍刑法、刑法（不敬罪）、宗教団体法などよりも一層強力な宗教弾圧の武器として、以後の宗教界に、特にキリスト教会に適用されるようになるのである。

「治安維持法改正法律案」は昭和十六年二月七日政府より衆議院に提出され、委員会での審議を経て、二月二十日の本会議で原案通り可決、同日貴族院に送付され、委員会審議を経て、三月一日の本会議で原案通り可決された。第七・八・九条の条文は次の通りである。

第七条 国体ヲ否定シ又ハ神宮若ハ皇室ノ尊厳ヲ冒瀆スベキ事項ヲ流布スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ無期又は四年以上ノ懲役ニ処シ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ処ス

第八条 前条ノ目的ヲ以テ集団ヲ結成シタル者又ハ集団ヲ指導シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処シ前条ノ目的ヲ以テ集団ニ参加シタル者又ハ集団ニ関シ前条ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ処ス

第九条 前八条ノ罪ヲ犯サシメルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ処ス情ヲ知リテ供与ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ為シタル者亦同ジ

これらの条文についての衆議院の委員会での審議は、治安維持法の改悪が実現した時点での、宗教事犯へのこれらの条文の適用方法をすでに予告している面があるので、以下審議の模様を見ていこう。

中村高一委員の、「第七条以下の規定は、治安維持法を共產主義の取締ばかりでなく神宮もしくは皇室の尊厳を冒瀆する



ものにまで拡大することを意味するが、刑法の不敬罪で充分ではないか、という意味の質問に対して、秋山要司法省刑事局長の答弁は、「此の規定は、国体を擁護しようという考えから設けられた規定でありまして、結社として活動する場合を処罰しようという所から考えられているのであります。」とある。さらに中村委員の、国体変革ではなくして、国体を否定することを目的とする結社は想像できない、という質問に対しては、司法書記官太田耐造は、「これは実は主として類似宗教団体の場合を考えまして規定を致したのでございます。」とその対象が宗教団体であることを明確にし、さらに、「国体変革と申しますと、……要するに、現在の制度を否定し、かつこれを破壊して別個のものを実現するという、その間に因果の関係を必要とするのでございます。ところが特殊な類似宗教の団体におきましては、その一定の事態から他の事態に移って行きますその過程が、人の力では移るのではない、これは神の目に見えざる力によって移る、あるいは天災地変によって移るといふようなことを申し上げておりました、その間の因果の関係を欠いておるのでございます。したがってこれは変革とは申しきれませぬ、しかしながら左様な思想を流布いたしますことは、その禍害が変革の場合と同様に恐るべきものがありますので、そこでただいま否定という言葉をもってこれを現わした条文を設けた次第でございます。」とのべ、その適用が終末観思想を目的とすることを暗示している。事実、旧治安維持法の違反容疑事件として昭和十四年六月二十一日灯台社明石順三以下九一名が一斉検挙を受けた。その時に、検察当局が問題とした点は、灯台社教理による世界支配体制変革の一環として国体を変革し、いわゆる地上神の国を建設することを目的とし、同教理に基く証言宣明行為によりわが国民の国体観念を腐てわが蝕せしむるとともに現存秩序の混乱動揺を誘発することを当面主要の任務とする結社である、という点であった。しかし宗教団体の場合は、共産主義者の場合とちがって革命というような実行行為を考えているわけではないので、変革という規定では適用に問題が残ることが、国体否定という規定をもってこなければならぬ理由であったのである。

次には結社と目的の関係であるが、三田村武夫委員の、「……その宗教の全部がかくのごとき目的を持っていないくても、

すなわち主なる目的がここになくとも、従たる目的がこれに該当し、その目的のある部分がこれに該当すれば、この第七条の適用を受けると思いますが」という質問に対する太田政府委員の答弁は、「御説の通りでございます」とである。このことから明らかなことは、宗教団体の教理のなかに、国体を否定する部分が少しでもある場合には治安維持法の適用を受けることを意味する。これが宗教取締の要点である、なぜならば、宗教団体が国体否定を主目的とすることは本来ありえないからである。そしてこのことが宗教団体に屈服を強制する最も大きな力となったことも事実であろう。

さらにいわゆる類似宗教団体のみではなくして、宗教団体法によって確認された宗教について、特にキリスト教が問題とされる。三田村委員の、「今日の状態において、ただ類似宗教を取締ることを対象にするだけでなく、既成の宗教、現に相当な力を持ってやっているものでも、思想戦の上において、思想国防の上において、この治安維持法の持つ任務の役割の点において、第七条、第八条の規定が出来た以上、私は嚴重なる取締が必要だと思えます。ことにキリスト教などはそうであり、(5)との質問に対して、太田政府委員の答弁は、「宗教団体法によりまして、宗教団体として認可を受けているものにつきましては、大体認可いたします際に、文部省の方面におきまして、非常に嚴重にその内容にもちいたって、調べて認可されるようでありますから、大体におきましてこの七条、八条に触れるような場合はなからうかと存じます。しかし万一にもそういうものがございましたならば、もちろん本案の成立した後ににつきましては、適当に処置して行きたいと存じます。」(6)である。事実、キリスト教系の宗教団体に対する新治安維持法の適用は、昭和十六年九月十二日に「耶蘇基督之新約教会」の指導者三八名が、東京、高知、愛知、静岡、神戸の各地で一斉に検挙され、二二名が起訴された事件、無教会派クリスチャンでは、「プレマス・ブレズレン」のグループが、昭和十六年九月二十六日大阪で北本豊三郎、藤本善右衛門ら八名、翌年三月東京で六名検挙され、一〇名が起訴された事件、などのような弱小教会に対する弾圧ではじめられた。しかしキリスト教に対する弾圧はそれにとどまらず、太平洋戦争勃発後は、日本基督教団の内部にまでおよび、教団第六部

の「日本聖教会」、教団第九部の「きよめ教会」の一斉検挙にまで発展するのである。「聖教会」系では、会長車田秋次、聖書学校長米田豊、財務部長小原十三司、総務部長安部豊造をはじめ四一名、「きよめ教会」系では、会長斉藤源八、海外伝道部長森五郎などをはじめ四四名、「東洋宣教会きよめ教会」の十一名が、昭和十七年六月二十六日全国一斉に検挙された。また日本基督教団に参加しなかった「日本セブンスデー・アドベンチスト教団」は、昭和十八年九月に教師ならびに信徒の有力者四二名が検挙された。このことから判るように治安維持法第七条以下は、いわゆる類似宗教団体のみならず、国策にしたがわない傾向を有する各教会に積極的に適用しうる性格をもっていた。

それでは結社の行為ではなくして、結社の構成員ないしそれ以外のものの場合はどうかということが問題となる。それに対する太田政府委員の説明は、「ある一つの宗教団体の教師が、非常に不敬な面白からざることをなしたというような場合におきましては、その不敬をなしたその面白からざることの内容が、その団体の教義から直接出て参る場合におきましては、あるいは七条、八条に触れる場合もあろうかと存じますが、しからずして、団体自体がさような教義を持っているのではないが、しかしこれに関連して教師がさような教義を宣伝したような場合の処置であります。これは宗教団体のたしか十、六条だと思いますが、さような教師の行動によりまして、結局宗教団体の解散まで行政処分をもって命ぜられることになっております。」というものであり、個人の行為は宗教団体の運用によって行政的に処置できるだろうという考えを示した。三田村委員は、その説明に不満を感じ、行政処分のみでは駄目ではないかと追究した。太田政府委員の答えは、「団体を否定する思想は、宗教団体の中には非常にあると存ずるのでございますが、個人的の場合におきましては、あまりなからうと存ずるのであります。むしろそういう風な個人的な場合におきましては、神宮もしくは皇室の尊厳を冒瀆すべき事項を流布するような場合が、往々にしてありうるかと存ずるでありますが、この場合におきましては、もちろん刑法の不敬罪の規定の適用もございまして、あるいは新聞紙法、出版法などによりまする尊厳冒瀆に関する処罰規則もございまして、それを

も。つ。て。十。分。取。締。り。う。る。と。い。う。風。に。考。え。る。次。第。で。ご。ざ。い。ま。す。、<sup>(8)</sup> であつた。結論的には、個人には治安維持法をなるべく適用しないということであつた。しかしこのような適用方針は実際には守られなかつた。

昭和十八年七月三十日、北海道の無教会派の伝道者浅見仙作（当時七十六歳）が反戦思想の疑いで札幌警察に出頭を命ぜられ、その後翌年二月まで零下十五度の地下監房に留置された。しかし昭和十九年五月十九日札幌地方裁判所での検事の求刑理由としてあげられたものは、「被告は平素反戦思想を抱き、且つ我國の国体に反するキリスト教を信じ、幾度説諭しても翻意することなく、亦自分が信ずるのみならず、集會を開き同思想を鼓吹し、剩て日本全国から満鮮地方まで巡歴して同思想を宣伝し、尚月刊雜誌や印刷物を頒布して益々その思想を昂揚せんとするものであつて、治安維持法第七條及び第八條に抵触するものであるから、同法に照し懲役四年に処せられん事を求む」というものであつた。判決では懲役三年が言渡されたのであるが、その判決文では、反戦思想のみならず再臨説に立脚にする国体否定の思想がみられるとしている。「神は近き将来に於てキリストを空中に臨ませ、審判を開始し、戦争其他災厄の充滿せる所謂患難時代を現出せしめたる後、キリストを地上に再臨せしめて、我國を含む世界各国の統治権を撰取せしめ、キリストを統治者、推挙せられたる聖徒を統治に参与する王と爲す千年王国なる地上の國を建設し、次で新天地と称する神の理想社會を顯現すべきものなりとなし、畏くも天皇統治が千年王国の建設に際して廢止せらるべきものと做す國体を否定すべき内容のものなると知悉しながら……該教の宣布を目的とする集團を結成し……」<sup>(9)</sup> がそれである。浅見はただちに大審院に上告した（大審院では三宅正太郎裁判長のもとで事實審理に附され、昭和二十年六月十二日、「原判決破毀、被告人は無罪」の判決がなされた。）

この例からも明らかのように、治安維持法は結社のみにかぎらず、個人にも適用されたのである。

そればかりでなく、昭和十六年の治安維持法の特徴は、その「附則第二項」に次のような規定をもっていることである。

「第一章ノ改正規定ハ本法施行前従前ノ規定ニ定メタル罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス、但シ改正規定ニ定ムル刑ガ従前

ノ規定ニ定メタル刑ヨリ重キトキハ従前ノ規ニ定メタル刑ニ依リ処断ス」

委員会審議での小畑虎之助委員の、附則第二項は刑法第六条の例外を認めることになり、刑法不遑反性に反するのではないかと、という意味の質問に対して、太田政府委員の答弁は、「この附則の第二項は、刑法第六条に対しまする例外を認めただけでございます、……しかし実体規定の適用は、その判決をなす際に現行している罰則を適用するのが、これが原則であるべきであつて、犯罪をなした時の罰則によるべきではないということが、最近非常に力強く主張されているのであります、そこで本改正案におきましては、この附則の第二項におきまして、原則として判決時法、すなわち改正規定を適用するといふ趣旨を明確ならしめたのでございませう<sup>(11)</sup>」である。

つまりこの附則第二項の規定によつて、新治安維持法公布以前に治安維持法違反容疑、または不敬罪容疑で検挙されている者が、新法発布以後に判決を言渡されるような場合には、新法によつて罰せられることになつたのである。実際に検挙が旧法時代になされ、判決が新法になつてからという例は、キリスト教関係では、組織的弾圧の最初の例としての灯台社事件がそれにあたる。

- (1) 芦刈直巳、前掲書、三七一～三七四ページ
- (2) 司法省刑事局『思想研究資料特輯第八三号』（第七六議會治安維持法改正法律案に関する速記録）『昭和十六年三月、五三三ページ』
- (3) 同前一二二ページ
- (4) 同前二二一～二二三ページ
- (5) 同前二二一～二二三ページ
- (6) 同前二二三ページ
- (7) 同前二三四ページ
- (8) 同前二三五～二三六ページ
- (9) 長清子「浅見仙作」『世界』昭和四〇年八月号、二四六ページ
- (10) 長清子「浅見仙作」『世界』昭和四〇年九月号、二二〇ページ
- (11) 司法省刑事局『思想研究資料特輯第八三号』二八六～二八七ページ

### 三、国体否定と神宮・皇室の尊厳冒瀆

それでは、当局の宗教取締政策と治安維持法適用方針からして、キリスト教信仰のなかでどのような部分が最も問題とされたか、灯台社の教義を中心として、それを検討してみようと思う。

当時宗教団体に関係のある事件は、治安維持法、宗教団体法、刑法第七十四条、新聞紙法第四十二条、治安警察法、出版法第二十六条を適用され、その罪質や軽重によりその適用には種々の場合があったけれども、罪質を大別すると次の四種になる。(イ)反戦反軍的思想を流布すること、(ロ)私有財産制度否認思想を内容とするもの、(ハ)皇室および神宮に対する不敬・尊厳冒瀆思想を内容とするもの、(ニ)国体変革ないし国体否定を内容とするもの。しかし(ロ)に該当するものはあまり多くはない。(イ)に該当するものとしては、日中戦争に突入するやいなや、無教会派の反戦思想が問題となった。また反戦思想に立脚して献金や国債の割当に反対する者などが注目された。(ハ)が問題とされはじめるのは、昭和十三年三月三日大阪憲兵隊特高課長山中平三の名義で在阪キリスト教会ならびにキリスト教関係学校長に、キリスト教の神観・国体観に関する十三項目の諮問がなされた時に端を発する。その時以来、全国のキリスト者は、現人神としての天皇とキリスト教の神観との問題、神社参拝の問題をめぐって、「天皇の上に神があると考えるか」、「キリスト教ではエホバの外に神なしとして、神宮神社の礼拝を禁じているか」、「伊勢神宮は偶像か」、「天皇も一個の人間であって審かれるのか」、「天皇も救われなければならない罪人と考えるか」という質問をあげせかけられた。それへの答弁いかんによって、不敬罪ないしは治安維持法第七条、第八条の適用という、天皇か神かの二者択一をせまられた。また第二次世界大戦の勃発とともに終末観思想の問題が表面化し、「キリスト教ではキリストの再臨を信ずるというが、やがて神による永遠の平和が実現し、キリストが世界を統御する時、天皇の地位はどうなるか」、「キリスト再臨の時、キリストは万世万民の王となって天皇の統帥権を撰取するのか」、「キリ

スト教の考えを徹底する時、国家の政治的変革をもたらさずにはおかないではないか、などの質問をキリスト者にあびせかけ、答弁いかんによっては、国体を変革するものないしは国体を否定するものとして、治安維持法第一条または第七条の適用をせまられたのである。<sup>(1)</sup>

(1) 「灯台社」事件 キリスト教団体に対する組織的弾圧は灯台社からはじまった。

日本の灯台社は在米灯台社 (The Watch-tower, Bible and Tract Society) の日本支部として昭和二年、明石順三を中心として結成されたキリスト教系の団体であり、信者二七〇余名、機関紙『黄金時代』の定期読者約三〇〇〇名から成るものであった。灯台社は昭和八年五月千葉県特高警察により幹部数名が不敬罪違反容疑で検挙されたことがあった。この第一次検挙事件はほとんど全ての刊行物の発売禁止処分をもって終った。しかしただちに再組織がすすめられ、昭和十三年頃には教勢は甚だしく伸長し、発行文書は一ヶ月の合計が十万五千部をこえるほどになっていた。灯台社一斉検挙の発端となったのは懲兵または召集された灯台社員員の反戦思想、不敬思想であった。昭和十四年一月入隊した明石真人、村本一生、三浦忠治らは、「エホバ以外の被造物に礼拝することは神エホバの敵に禁ずる所なれば、今後宮城遙拜、御真影奉拝などの偶像礼拝はなしあたわざる。」こと、また「天皇は元来宇宙の創造主エホバにより造られたる被造物にして、現在は悪魔の邪導下にある地上の機関に過ぎざるがゆえに、天皇を尊崇し、天皇に忠誠を誓うなどの意志は毛頭なき」ことを公言し、さらに兵營生活は神エホバの神意に反するとの理由で脱營を企て、また支給兵器を神意に反する殺人器なりとして返納を申し出るなどの言動を行なった。それらのことが「不敬不遜の言辭を弄し」、「軍事教練不応」などにあたるとして、所轄憲兵隊により、不敬罪、軍刑法違反として起訴された。<sup>(2)</sup> 昭和十四年六月十四日、第一師団軍法會議は明石真人を不敬罪・抗命罪で三年、村本一生を同じく二年の刑に処した。同月十六日第十一師団軍法會議は三浦忠治を不敬罪で二年の刑に処した。<sup>(3)</sup>

これに対し灯台社幹部は、彼らの行為はエホバの忠信者が当然とるべき標準的態度であり、軍部に対する徹底的証言とな

ったなどと賞揚し、そのことを宣伝し、運動の積極的展開を指令した。これを契機として各地の運動はいちじるしく活発になった。これにあわてた内務省および警視庁当局は、司法省や憲兵隊当局と連絡協議の上、検挙方策を考究し、治安維持法違反・不敬罪をもって、昭和十四年六月二十一日、東京ほか十八府県で明石順三以下九一名、朝鮮で三〇名、台湾で九名計一三〇名を一斉に検挙した。これがいわゆる灯台社事件である。押收証拠品は、単行本三〇余種、小冊子三五種、機関紙二五五点、秘密機関紙二二〇点、聖書研究一〇〇点、英独朝鮮文出版物二八〇余種、その他の物件一〇〇〇余点にのぼった。<sup>(2)</sup>（これらは『灯台社事件取調資料（思想資料）パンフレット第十二輯』としての司法省刑事局でまとめられ、昭和十四年九月に極秘資料として特高関係に配布された。）翌昭和十五年四月二十七日には、明石順三ほか五二名が治安維持法違反で起訴され、また灯台社は治安警察法第八条第二項（安寧秩序をみだすおそれのある結社）により結社禁止を命ぜられた。

この灯台社の取調べが後のキリスト教諸団体の弾圧の基礎にされたようである。しかもその灯台社事件は、反戦思想・不敬思想を出発点として調査が開始され、検挙ならびに起訴の時には国体変革思想が問題とされ治安維持法違反で処理されたのである。それでは、灯台社の教義のいかなる部分が、前述の四つの罪質にあてはめられたのであろうか。

まず反戦思想からみてみよう。灯台社の教義では、現在の国家組織の下における各種の戦争行為は悪魔の所産である武力制度の活動であり、神エホバの容認しえざるものであるとして反対している。J・F・ルサフォード著、明石順三訳の『神の国』（昭和十一年十一月四日発禁処分）には次のようである。「諸国民衆の大部分は平和を欲求している。ただ極めて少数者のみがつねに戦争を望んでいる。両国の間に紛争が発生せる場合、一般民衆は和戦のいかに決するに全く無力である。少数の支配者のみがこの問題を勝手に決定し、一般民衆を戦闘のために強制集す。しかして戦争はつねに極めて少数者のみに物質的利益を与うる結果となる。一般民衆はこれがために大損害を受け、時ならずして多くの青年を墓場に送り、その跡にはただ失望と落胆に苦み悩む多くの人々を見るのみである。……戦争は人命の破壊である。人命を奮うことはすなわ



ち殺人である。神は人間の生命を神聖なるものとされた。……ある国が他国に開戦を急ぐ時、その戦争勃発の真因は見ゆる人間の支配権者の上に働くところのサタンの陰險なる感化である。……」<sup>(4)</sup>このような立場から灯台社の人々は戦争政策に反対した。これが憲兵隊や特高警察からは、「今次聖戦の真意を正解せず厭戦・反軍的言動をなすもの」として問題とされたのである。前述の軍法会議で処刑された三名のみならず、各地の灯台社員がその所属町会の軍事救護費の供出を拒否した事例は、このような思想のあらわれであったといえる。

次に社会経済思想についてみるならば、灯台社の教義によると、現在の経済機構は悪魔の所産であり、将来の地上神の国においては、土地はすべて公平に分配され、貧富の差はなくなり、貨幣制度や税金懲集も廃せられ、現在の経済機構を維持する必要はなくなる、と説いている。J・F・ルサフォード著、明石順三訳『政府』（昭和三年十二月三日発行、昭和八年五月二十五日禁禁処分）では、そのことを、「義の政府は、貧富の両者に対して絶対に公平である、……事実ここには貧富の区別なきにいたる。正当なる統治者キリストの手にある富と権力の全部を挙げて人類の福利のために使用されることとなるのである。その時職業を求めパンを得んとする思女の影を断つ。義の政府がその権能を全地に行使する時に、今日の状態はまったく一変するにいたる。その時人々は豊富に与えられて歓喜す。『美しき者在せば民喜び、悪しき者権を執らば民悲む（箴言、二九・二）』。その時食物の生産と分配は公平に行われ、人々は豊富と幸福を喜ぶのである」<sup>(5)</sup>とのべている。このような社会経済思想は、当局側からは、私有財産制度を否認するものであるとみなされた。

灯台社の神観は、キリスト教団体として当然のことではあるが、聖書に立脚している。しかしその聖書理解に特徴がある。聖書には全人類の過去・現在・未来の歴史が記されており、したがって将来の社会の模図も記されている、と考えている。一九二八年度の『灯台社総本部の綱領』では、「聖書は神の聖霊の働きによりて神の言葉を記録したるものにして、その中には人間に救と恩恵とを与えんとする神の企画の声明が含まれている」<sup>(6)</sup>と規定している。聖書の予言は必ず実現する、

その神の予言の解明は終末の日におこなわれる、未来の栄光は、神エホバを認識し、聖書の真理に絶対的に服従する者にのみ輝く、そして神が、神に忠実なる人類にその予言を感得せしむべく設けた機関が灯台社である、と説く。灯台社教義では、エホバを唯一の神としている。『エホバは天を創造し給える者にして神なり。また地をも造り成して之を堅くし、いたずらにこれを創造し給わず、之を人の住所に造え給へり。エホバ斯く宣う。我はエホバなり我の外に神あることなし（イザヤ書、四五・十八）。』もし人間が創造主エホバの神命に服していたならば、人間はこの地上に永遠の生命を保ち、これに附随する公平と自由、平和と幸福、繁栄、健康、豊富を充分に享受することを許されていたのである。……人間アダムはサタンの邪導に陥ってエホバの神命を破り、意識して神の御前に罪を犯した。かくして人間は創造主エホバの予め示しかれし御警告のごとく地上におけるその生存権とこれに附随する諸々の特権をみずから喪失してしまつたのである。……かくて幸福なるべき地上人間の生活はたちまちにして悲歎と苦悩、生存競争の修羅場と化したのである。……最初の間アダムより生れいでたる地上人類の全部は、かくしてことごとくこの真暗き恐怖と戦慄の世界に生れいでた、（『黄金時代』第八三号、昭和九年十二月一日）。しかし、「エホバはその聖名のために神の国を地上に建て給う。悪魔者サタンは神エホバに叛逆して、地上人類を神より離反せしめたるのみならず、神に不遜の挑戦をなした。神エホバはサタンの挑戦に応じて、彼にしばらくの時を許し、彼をして充分におのが能力を發揮せしめて後に彼とその全勢力を滅し給うことを予言しておかれた。……地上人類はサタンの邪導下にあつて宇宙と万物の大創造主エホバに対する正しき認識を少しも有していない。これぞすなわち今、闘争と窮乏、嫉妬と排他、恐怖と不安、病氣と死など不快なるものが全地に充滿しつつあるゆえんである。……地の被造物たる人間は、サタンの邪導下より離れてこの生命を祝福の唯一の源泉にいます大創造主を正しく認識し、この神に正当なる尊敬と光栄とを帰し奉る時に、初めて救いの道を歩むことができるのである。今地上に立つ真のクリスチャンは、エホバの証者」（イザヤ書、四三・十一・十二）として、この福音を広く全地に宣明するのである。（『さぐさめ』第二二二号、昭和十三年六月

このような灯台社の教義からして、神エホバ以外のものを崇拜することは悪魔が人類を眞の神より離反せしむる手段と考えられた。そこから、原始宗教、仏教、神道、灯台社以外の基督教における一切の儀式は偶像崇拜とされた。この観点からすると、伊勢神宮をはじめとする神宮、神社参拝が否定されることはもちろんのこと、天照大神の神格、天皇の現人神としての神格が否定されるのは当然である。聖書の天地創造説に立脚するかぎりには、古事記や日本書紀の天地創造説が否定されるのも当然である。これが当局の見解によって、皇室および神宮の尊厳を冒瀆するものとされたのである。

最後に国家観と将来の社会の問題についてみてみよう。灯台社の教義によると、国家制度とは、悪魔が神エホバに代って全人類の讃頌を受けるべく眞の神の組織制度に模して考案したる狡猾な制度であって、紀元前二五〇〇年頃ニムロデを利用してバベル国を創設したことはじまる。国家はその後興亡、変遷を経たが、その根本的な内部組織としては、政治制度、商業制度、武力制度の三者を有する。政治制度とは国家の支配者を神と同様に崇拜せしめることを意味し、商業制度とは偽の富である黄金を崇拜せしめることを意味し、武力制度とは国家の防衛を名目として武將を崇拜せしめることを意味する。このように単なる人間にすぎない統治者、財産家、武將を崇拜せしめることは、人類が神エホバを忘却するようにと悪魔が計画した手段である。したがって現在の全地上の統治者は人類に幸福を与える能力はない。現在地上の国家制度は、基督教を中心勢力とし、その他の異教国が外廓勢力をなしている。『政府』によると、「地上の異邦人諸国の政府のいかなるものも神エホバを代表せず、またその主権者や統治者などの神権によって国を支配したる者は絶無である。彼らはただ神の黙許によってのみ支配権を行使したのであって、すなわちこれらの諸国政府は神よりの正式の承認を受けずして単なる黙認の下に存在するのを許されたのである。……神はその善しと視給う時いたるにおよびてその御子を遣さるることとなっていたのであって、この御子こそすなわち権威を持つべき者であり、神権によって統治する者となっている。彼は神権によつ

て全地を支配する王者であり、第一者である」<sup>(9)</sup>とある。このことは、日本にもあてはまる。したがって地上神の国実現の暁には天皇の親政も否定されるという立場をとっている。

さらに宗教の国家権力への屈服については、「今日商業分子は己に属する武力機関を用いて流血に忙がしく、また政治分子は商業分子と宗教的分子との間を斡旋してこれを結合せしむ。……今日宗教家は神とその御言を捨て、国家をもって最高至上のものとなし、之を礼拝の対象となしてゐる。やがて宗教分子は政治、商業両分子に向つて「エホバの証者」弾圧迫害を要求し、『カイザルの外、我らには王なし（ヨハネ伝、一九・一五）』と叫ぶにいたる。また国旗礼拝教その他の畏を設けて、「エホバの証者」たちを陥れんとす。そして宗教家は国家を最高至上のものとなすよう一般民衆に強制するのである。……彼ら宗教家は「エホバの証者」を捕えんがために国家をもつて、天地の大創造主よりも以上に祭り上げ、かえつて己ら自身が残忍暴虐なるこの世の政治権者の下位に立つにいたりし結果を自覚するであらう。その時はもはや時おそく政治、商業両分子の暴れ者の手によつて一挙に撃滅されるのである（『ワッチャター』第一一四号、一九三八年八月十五日）」<sup>(10)</sup>とのべ、既成教団のあり方を批判している。

そしてこのような事件の発生は、ハルマゼドン直前に発生することであり、終末の日の近いことの子告であるとしている。神エホバは人類創造の目的を実現するために近き将来イエス・キリストに命じて地上の現組織制度を破壊し、悪魔とその同類を一扫し（この争いをハルマゼドンの戦と呼ぶ）、神に忠実なる者のみをもつて神意にもとづく理想的な統治組織すなわち「地上神の国」を実現せんとしてゐる。しかも天界における神の国はすでに完成し、イエス・キリストは最後の目的である「地上神の国」建設の準備を着々として遂行しつつある。灯台社員は、神の組織制度の地上機関として、全地の人類に神の目的を解明し、ハルマゼドンの到来を警告し（これを証言宣明行為という）、彼らの現在保持する宗教観、国家観を変革し、人類を神エホバに帰属せしめねばならない、と説いている。

当局の見解によると、灯台社は現世界支配体制変革の一環としてわが国の国体を変革することを当面の目的となす結社である。とされる。その根拠としては、灯台社が、証言宣明行為とハルマゼドンの大戦とによって各国の国家制度の破壊一掃をとげ、地上神の国を建設せんと企図していること、があげられている。

昭和十四年一斉検挙をうけた明石順三ほかに対する第一審判決は昭和十六年から十七年にかけてなされ、起訴されたもの五三名、うち病死一名、応召一名を除く五一名に対し全員有罪、最高は明石順三の懲役十二年、他は二年から五年の刑が言渡された。うち二九名が控訴した。

昭和十七年四月九日の第三回公判の席上、明石順三は自己の信仰に立脚し、次のように最終陳述をのべているが、そこには抵抗の姿勢がありありとみられる。

「私はここで特に申し上げたい事は、私は今まで法律に触れるような行為をやつて来たとは思いません。すなわち聖書は公刊書で有りまするし、この聖書に基いて私が発行した出版物は全部当局の検閲を受けております。私が今までやつて来た事はすべて合法的な方法手段を採つて来たのです、しかるにその方法手段が悪いと言つて今更法律に触れるという事は私には考えられません。しかし私が今までに申し上げた真理は神の言葉です、絶対に間違は有りません、現在私の後について来ている者は四人（非転向組、明石静栄、崔容源、玉応連、隅田好枝）しか残つていません、私共に五人です。一億対五人の戦です、一億が勝つか五人が言う神の言葉が勝つか、それは近い将来に立証される事でありましょう。それを私は確信します。この平安が私共に有る以上それ以上何も申し上げる事は有ません。」<sup>(1)</sup>

明石順三をはじめとする灯台社員たちは、前述のような教義に立脚し、政府の戦争政策に反対し、天皇神格化に反対し、他宗派の国家権力への屈服を批判しつづけた。他宗派の人々からは類似宗教団体といわれてはいるが、灯台社員のとつた行爲は、キリスト教信仰に立脚し、最後まで世俗の権威に屈服することのなかつたキリスト者の抵抗の一つであるといえよう。

(四)「耶蘇基督之新約教会」事件　この一派は、ほとんど布教を公開せず、秘密主義を蔽守しているため、宣伝印刷物の刊行や講演会の開催は行われていない。信徒は中心幹部の一族、知己、雇傭人などに限られている。当局は被疑者の陳述を中心として取調を行なったが、二・三の者のみが国体否定の教説を表明したのみであり、結社自体が国体否定の教説流布を目的とするものとは断じえなかつた。しかし一切の偶像崇拜の排撃を強調して神宮の尊嚴を冒瀆すべき事項の流布を目的とする結社であることは疑がないとの結論に達し、昭和十七年三月大審院は同教会を、「耶蘇基督之新約教会は基督教の一派にして、旧約聖書および新約聖書をもって唯一至上の真理の聖典なりとし、これに基き父なる神、子なる神、聖靈なる神の三にして一なるいわゆる三位一体の神のみ全智全能、唯一絶対の活ける神なりと断じ、人類はこの神を信じこの神の掟を蔽守することにより靈魂の救済を受け得べく、その余の神の存在は否定せらるべきものなる旨教説し、なかならず偶像崇拜の排撃を強調し、畏くもわが国民の伝統的尊信の中心たる皇太神宮を初め奉り一切の神社を目して靈なき単なる偶像に過ぎざればこれを祭祀禮拜すべきに非ずと做し、もつて神宮の尊嚴を冒瀆すべき事項を流布することを目的とする宗教結社なり」と定義した。そして被疑者の処分に関しては、「教役者たる被疑者はすべて起訴し、平信者たる被疑者については犯情特に重きものを除き起訴猶予とすること」、との方針が決定された。須賀寛助、森巳之助、並村総七、松浦永吉ら起訴されたもの二二名に対する判決は、昭和十七年末から十八年にかけてなされ、懲役二年ないし三年、執行猶予四年ないし五年の刑が言渡された。彼らの檢挙された後の行動を当局は次のように云っている。「檢挙直後はいずれも自派教説の真正を妄信し、あくまで離信転向せざる旨放言して憚る所なき状況なりしが、被疑者らにありては取調の進捗に伴い漸次旧信の誤りなりしを自覚せると、長期に亘る留置取調による苦痛により精神的動搖を生じたるもののごとく、いずれも転向を表明するにいたり保釈または起訴猶予処分を受けて出所するやただちに自宅に神棚を設置し、あるいは信者宅を歴訪して転信を慫慂するなどのことあり、また一般信者にありてもこれらの影響を受けて漸次離信の傾向を示し来り、八月二十一日まづ名古屋教会が宗

教結社廢止届出をなしたるをはじめ、九月九日には高知県下二教会が、『今回治安維持法違反により当局の取調べを受けた結果、国民として廢止することの至当なるを認めたるためによる』との理由をもって結社廢止届をなすにいたり、各地における活動は事実上終熄するにいたれり。<sup>(12)</sup>

(ハ)「ブレマス・ブレズレン」事件 昭和十六年九月二十六日に藤本善右衛門ら八名が檢挙されて以後も、このグループは活動を続けた。当局の取調べによると、その後も「未檢挙者らにありては依然として従来<sup>の</sup>思想<sup>を</sup>信仰<sup>を</sup>棄てざるのみならず、かつて官憲の檢挙彈圧は聖書の示す所にして、これは現在の教会時代が終りをつげ、われら聖徒の待望するキリスト千年王国實現がいよいよ近づきたる証左なれば、ますます決意を固めて神の御予定に基く千年王国、新天新地の建設に邁進せざるべからずとなして従来通り集會を繼續し、あるいは既檢挙家族を慰問激励し、あるいはわれらもやがて檢挙せらるべきをもってその際の措置を考究し置くの要ありとて家財道具の整理、証拠品の処分をなして檢挙を待望するなど、既檢挙者に劣らざる不逞の策動を続けつつありて、とうてい放任を許さざる情況なり」<sup>(13)</sup>とある。そのため昭和十七年三月二十六日警視庁は伊能倉治郎ら六名を追檢挙した。

このグループの指導者藤本善右衛門の起訴状における公訴事實は次のようなものである。「……その教理たるや父、子、聖靈の三位一体の神をもって宇宙間唯一絶対の真神となし、この唯一神は人類をはじめ宇宙万物の統治者なるが、地上全人類は始祖アダムが悪魔の邪導により神に反逆して以来つねに罪性を承け継ぎ、地上一切の權威權力を樹立するにいたりたるも、神は一時これを認容し神意に反する右權威權力行使の結果は人類をして諸々の不幸災害に逢着するの外なきことを悟らしめたる上、やがて近き將來子なる神イエス・キリストを地上に降し、ありとあらゆる權威權力を擊滅し、その統治に係る千年王国の期間を経て神の直接統治する神の国新天新地を建設して人類に永遠の幸福を与えんとするものにして、右千年王国の建設に際りては地上各国家は総て擊滅一掃せられ、その一環としてわが国天皇政治もまた廢止せらるべきものとなす、

と同時に、この三位一体の神より外に神なしとなし、伊勢神宮の祭神たる天照大神はひつきょうこの真神の被造物たる偶像に過ぎずと妄断するものなるところ、被告人は……昭和十三年七月頃には東京市淀橋区柏木一丁目一二三番地に柏木伝導館を開建し、ここに中村兼愛外多数の信者を結合して、わが国体を否定しかつ皇室ならびに神宮の尊厳を冒瀆する前記教理を流布せんことを目的とする集団を創設したる上、これを主宰し鋭意同人らの信仰を強化するとともに、これと同一事項を實行せんことを目的として結成せられたる北本豊三郎ならびに石浜義則を各中心とせる大阪集団ならびに神戸集団とも相提携し、その教理の宣布を通じ該集団の拡大強化を図りたるものなるが、第一、改正治安維持法の施行せられたる昭和十六年五月十五日以後においても右集団を解散せざるのみならず右教理を変更せず、みづから前記信者集団の結成者として引続きこれを存続ならびに拡大に努め、同年九月下旬までの間毎週前記伝道館に約二〇名の信者を集合せしめたる上、聖餐式・聖書研究会あるいは祈禱会などを開催し、ますますこれら信者の信仰の強化に専念し、第二、……右伝道館において毎週伝道集會を開催したる外、同市内新宿駅附近街路あるいは病院などにおいてしばしば伝道を試み、その都度多数聴衆に対し前記教理を解説し、かつ『大愛に活きよ』、『無い所を探しても無駄』と題せる同教理の宣伝文書を執筆印刷に付したる上約八千部を配布し、あるいは伝道館機関紙『救之井』を三回にわたり千部ないし二千部ずつ発行し、これを多数の者に配布せる外、さらに『重大問題』と題するもの外三種の前同様文書約二千二百部を携帯して神奈川、静岡、愛知ならびに奈良県下などに自転車旅行を試み沿道これを撒布するなど同教理の伝播ならびに前記集団の拡大に努めて、もつて国体を否定し畏れ多くも皇室ならびに神宮の尊厳を冒瀆すべき事項を流布することを目的として集団を結成しこれを指導し、かつ集団に関し右目的遂行のためにする行為をなしたるものなり<sup>14)</sup>。

このグループは檢挙後その信仰をすてず、太平洋戦争勃発に際しては留置中でありながらもほとんど全員戦争反対の見解を表明している。その代表的なものをあげると次のごときものである。



北本豊三郎は「現在交戦国においてはその戦況の有利であるなしかかわらずその国および国民がそれぞれ国際関係の複雑や物資の不足、国家総力戦体制などによって苦んでおり、……これは人類の罪の結果現われている現象であり、神は人類に苦しみを体験せしめしかして審判するのであります。そもそも戦争は罪悪であり貪慾より出るのである。神は殺人行為を堅く禁ぜられている、それゆえ戦争は神の御心に反するのである。大東亜戦争も国家間の貪慾に基くもので聖戦ではなくやはり罪悪であります。信者は召集を受けた場合、上官に自己の信ずる所を申述べて、応召を拒否し刑罰に服するかまたは戦地に赴いて殺人的行為を総て拒否するか二つのことが考えられます、これは各々の信仰の量に従い神の示しによりなすべきであります。殺人的行為を拒否するということは、発砲、上官の命による捕虜の殺害、突撃などはもちろん、戦場で刀を抜くこともいけないのであります。また信者は銃後にあつては直接殺人行為に用いられる器具の製造、忠霊塔の建設・礼拝、戦時公債債券の購入や国防献金もいたさないのであります。」と戦争反対の見解をのべ、また大阪拘置所に身柄護送の途中、入管者や見送人を見て、「若い多くの青年たちが戦争のため出征して行かれる、自分も出征だ、神の仕え人として真理の聖戦への出征だ。……われわれの信仰は真理であり、聖書の言葉は現在の事実であるからこの信念で強く戦って行こう……」<sup>(15)</sup>と裁判にのぞむ決意を語っている。

また当時二一歳の山本末雄は、「……私は本年懲兵検査を受けることになっておりますが、もし戦争に征くことになって神の御心に逆うような戦争に服従しません。出征は王の命令である限り行かねばなりません、戦地へ行つても私は絶対発砲せず無抵抗であります。」と決意をのべている。

藤本純一は、前二者とほぼ同じ見解をのべたのち、英霊参拝を否定し、「戦死者の遺骨を英霊と称しておるが、これはただの骨にすぎなく、礼拝することは無意義なばかりでなく、偶像礼拝であつて真の神に対して罪悪である。戦死者を神として靖国神社に祭つてあるが神の御心に逆つて殺戮をした罪人たちが神であるべき理由がない、」<sup>(17)</sup>とのべている。

このような「ブレマス、ブレズレン」の人々の活動も、数少いキリスト者の抵抗の姿の一つである。ここにも、戦争政策反対、偶像崇拜の否定、天皇神格化の否定などの立場がありありとみとめられる。

以上みてきた「灯台社」、「耶穌基督之新約教会」、「ブレマス・ブレズレン」の三派は、昭和十六年の治安維持法改悪の前後に検挙されたものであり、以後の治安維持法適用はこれら三派の取調をモデルとしてなされたものようである。灯台社とブレマス・ブレズレンの場合は、ともに、まず戦争反対の立場が当局の目を引き、ついで皇室・神宮の尊嚴冒瀆、そして検挙後の取調べを通じて国体変革または国体否定、と罪が決められた傾向がみられる。耶穌基督之新約教会は、若干ちがってその伝道形態が秘密結社的であることが当局の目をひいたものようであり、取調べて見たところ大したことはなかった、というもののようである。しかし当局は、灯台社事件とブレマス・ブレズレン事件によってほぼキリスト教弾圧の方策を確立したものと思われる。

#### (二) 太平洋戦争開戦時の教会

しかし政府は治安維持法を改悪しただけでは、満足しなかった。昭和十六年十二月、太平洋戦争開戦直後に戦時特別立法の一つとして、「言論出版集会結社等臨時取締法」が制定され、集会、集団運動、結社、出版などは行政官庁の許可制となり、それぞれの違反行為は嚴重に処罰されることになった。またこの法律は「造言飛語」、「人心惑乱」などの行為をも処罰することができるものであり、違反者は懲役刑を課せられるものであるが、その内容がたとえ事実であり確実な根拠にもとづくものであっても処罰されることになっていた。そのために当局は各方面で一切の反政府的行動を自由に取締る権限をにぎることになったのである。

しかし同じ開戦直後の昭和十六年十二月二十五日発行の日本聖教会の機関紙『靈光』は次のような記事をのせた。

「終末的世界大戦の幕は切落さる——日本は遂に起立した。……嗚呼終末的世界大戦争（ハルマゲドンの戦）は遂に起った、

来るべきものが遂に来たのである。ソヴェト露西亜はいかに出るかはその国柄として暫くこれを別とし、今や半球の東西に跨りて枢軸国家群と反枢軸国家群、現状打破と現状維持、世界新秩序を願う者と願わざる者との二つに截然区劃せられた。……世界の片隅の小国までが米英に味方して宣戦布告するのをむしろ滑稽を感じるほど大なる一野望家の態度が累を世界に及ぼしたのである。予言を信ずる我等基督者は今こそ世界歴史に終止符を附すべき項目に入った事を思わねばならぬ。三国協調で単独講和は許されぬ、『民は民を攻め、国は国を攻め、戦争、饑饉、疫病』云々の予言の段階に本格的に入ったのである。……」<sup>(18)</sup>

また日本聖教会の車田秋次、きよめ教会の大江捨一、東洋宣教会きよめ教会の尾崎喬一などが、太平洋戦争開戦をハルマヂドンの戦の開戦の前兆と説いていることが、十二月二十二・三日に警視庁視察員に調査されている。尾崎喬一は、「自分は今度の大東亜戦争を通じ偉大なる神の経綸が行われているのであると思う。さきの日支事変についても最初日本は不拡大方針、現地解決の方針を採って来たが拡大してきた。また今回の大東亜戦争についても日本は日米交渉をやって来たのであるが、しかし神の経綸はそこにならないために全面的な世界大戦になって来たのである。自分はこの世界大戦を通じて最後のハルマヂドンの戦に進展するのではないかと思う。今度の戦争を通じて千年王国に入るのではないかと思ひ興味をもって見ている」<sup>(19)</sup>と語り、太平洋戦争の将来を傍観するという姿勢をとった。このようなホーリネス系教会の態度は、当局の注意を引き、翌年の一斉検挙となるのであるが、ここにも一つの抵抗の姿がみとめられる。（ホーリネス系教会については今回論ずる余地がないので、この問題については稿を改めて考えたい。）

しかしながら日中戦争から太平洋戦争という戦時下のキリスト教界をみると、大部分のキリスト教会は抵抗することなしに妥協につぐ妥協を重ね、政府の戦争政策に積極的に協力した。プロテスタント教会の大同団結をなしたといわれる日本基督教団の動きはまさしくこの妥協と屈服の過程を示している。

太平洋戦争開戦の翌日、日本基督教団統理者富田満は、戦時下に処すべきキリスト者の心構えとして次のような指示を発している。

「……日本国民たる基督者は今次宣戦の意義を諒解し、国家に赤誠を捧げ国土防衛に挺身戮力するはもちろん、進んで統後奉公実践に万全を期し遺漏なからんことを期せねばならない。ことに我等基督者はこの非常時局に際し祖国精神界に対する重大任務を思い、よくその重責に覚醒奮起し、金剛不壊の信念を国民に与え堅忍不拔寂々不動の精神を養い、もって祖国に負う我等の使命を完うすべきである。」<sup>(20)</sup>そして戦時下に特に留意すべき事項として次の六項目をあげている。「一、祈禱のあるところ必ず勝利あり、この際基督者は祖国のため結束して祈禱に努むべし。一、和協一致して愛国の赤心を高揚すべし。一、日々各職域において心より奉公の悃を效し、人々の範となるべし。一、いかなる事態に処するも基督者としての冷静沈着の態度を失わず、いよいよ信仰と愛と希望とを発揚すべし。一、祝会その他従来の観念によって行わるる催は一切これを慎み万事質素を旨とすべし。一、かねて組織され待機せる基督教報国団を新事態に即応して活潑に運用すべし」<sup>(21)</sup>。

ここにみられるものは、国家権力に完全に屈服したキリスト教の無気力な姿である。その後、日本基督教団は、「決戦態勢下基督教会実践要綱」、「戦時布教方針」、「決戦態勢宣言」をつぎつぎと所属各派教会に指示した。

(1) 長清子「浅見仙作」、『世界』昭和四〇年八月号、二二七ページ参照

(2) 大原社会問題研究所『太平洋戦争下の労働運動』、労働旬報社、昭和四〇年一〇月、二二二ページ、参照

(3) 司法省刑事局『思想研究資料特輯第九六号』、昭和十八年八月、二〇五ページ

(4) 司法省刑事局『思想資料パンフレット第十二輯』、昭和十四年九月、四三二ページ

(5) 司法省刑事局『思想研究資料特輯第九六号』、二二七ページ

(6) 同前、二二二ページ

(7) 司法省刑事局『思想資料パンフレット第十二輯』、八六～八九ページ

(8) 同前、二〇一～二〇二ページ

- (9) 同前、四六五ページ
- (10) 同前、三四八〜三四九ページ
- (11) 内務省警保局『昭和十七年中ニ於ケル社会運動ノ状況』、一一九二ページ
- (12) 同前、一一九三〜一一九四ページ
- (13) 同前、一一九七ページ
- (14) 同前、一一九八〜一二〇〇ページ
- (15) 同前、一二〇一ページ
- (16) 同前、一二〇二ページ
- (17) 同前、一二〇二ページ
- (18) 内務省警保局『昭和十六年中ニ於ケル社会運動ノ状況』、二二八五ページ
- (19) 同前、二二八六ページ
- (20) 『教団時報』、昭和十六年十二月十五日
- (21) 同前

あとがき

以上みてきたように、昭和十六年の治安維持法改悪の前後の時期には、灯台社やプレマス・プレズレンの場合のように、最初は反戦反軍的な行動や皇室・神宮の尊厳を冒瀆する行為などが当局の注目をあび、調査が開始され、検挙後の取調べの過程で、国体変革ないし国体否定の教説流布が問題とされるといって、弾圧政策が実施された。

しかし当局の宗教取締政策の根本は、反国家的・反国体性の掃蕩であった。その点からすると、キリスト教の神観、天地創造説、終末観そのものが、反国家的・反国体的なものと考えられるのはむしろ当然でもあった。

なぜならば、キリスト教会であるかぎり、父なる神、ないしは三位一体の神のみを神として認め、他は偶像崇拜であるという立場をとるのが当然である。このようなキリスト教の神観に立脚するかぎり、現人神としての天皇の神格、天照大神

の神格は否定されるべきものであった。まして他の神社の神々の神格や靖国神社にまつられる軍人の神格は否定されるのは当然であった。このことを大胆に主張した教会は、皇室・神宮の尊嚴冒瀆という名目で治安維持法を適用されざるをえなかった。具体的には、御眞影奉拝、神社参拝などの問題をめぐって事件がしばしばおこった。

また、キリスト教の天地創造説を積極的に主張することは、天皇神格化のイデオロギー、日本書紀・古事記の神話を否定することであり、それはわが国の国体観念を否定することとみなされた。

治安維持法の国体否定が適用されたのは、主として再臨信仰に對してであった。再臨問題を積極的に説くかどうかということは、各教派の教義の問題ではあるけれども、結局は聖書をどう受けとめるかという問題でもある。聖書を信者の倫理的生活の糧として教える教会では、再臨信仰は説かれなかった。聖書全体を真理としてとらえ、そこに将来の予言を読みとろうとする教会では、再臨信仰は重要な問題であった。その意味では、再臨信仰を説く教会の方が、より聖書に忠実であり、よりキリスト教的なものをもっていたともいえよう。日中戦争開始以後の戦争の拡大、第二次世界大戦の開始などと再臨問題が結びつけられて、ハルマゲドンの戦の開始と説かれるときに、それらの言説は、わが国の国体を否定し、神の国の実現を希望するものであるとして、当局に注目されたとしても、なんら不思議なことではない。「八紘一字」とか「大東亜共栄圏」の思想と、「千年王国」の思想とが両立しうるはずはないのである。

そして、灯台社やプレマス・ブレズレンの取調べを通じて確立されたキリスト教弾圧方針が、後のホーリネス系教会にも適用された。そしてその時には再臨信仰そのものがはじめから弾圧の目標となっている。

たしかに、戦時下という時期は、わが国のキリスト者が、天皇の權威かキリストかという二者択一をせまられた時期であった。大多数のキリスト者は無氣力に妥協と屈服の路を歩んだのである。純福音の立場を守り、聖書の予言を信じ、神の言にしたがって歩もうとした前述の諸教派の人々には、はっきりとした抵抗の姿勢をみる事ができる。

たしかに抵抗するには、国家権力の力はあまりにも大きすぎたともいえるかもしれない。また戦時下に「敵性宗教」といわれながらも教会を存続させようとして信仰上での妥協をした者も少くはないだろう。しかしなぜ大部分のキリスト者が頼りなく妥協と屈服の路を選んだのであろうか。

「多くの人々の心の中では、イエスに従わんとすることについて語られている難しさは、忘れられるか、その言葉の鋭さを失うかしていた。福音のためには、祖国、家族を捨てて苦難の道を選べよとのイエスの要求は、現代のキリスト教的な生活には縁遠く隔たったものだと思われていた。こうしたことが、迫害の始まった時、すなわち、キリストのための虐待、恥辱、苦難か、さもなければキリストを全く拒否するかどうかを選ばなければならなかった時に、教会に行っている人が驚くほど頼りなく、覚悟ができてなかったことの原因である」。

というE・シュリンクの言葉は、わが国の戦時下のキリスト者にもあてはまるのではなからうか。

（戦時下のキリスト者の抵抗の問題については、まだまだ多くの研究さるべき問題が残されている。キリスト教会の問題も教団関係その他の出版物などを通して、さらに当時のキリスト教運動の全貌を明らかにすることも必要であろう。しかし今回は弾圧をうけた教会の問題を官憲資料をもとにしてまとめてみた。残されている多くの問題については、あらためて稿をおこしてみたい。）